

平成 18 年度地方税制改正（案）要旨

現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、3兆円規模の所得税から個人住民税への税源移譲、定率減税の廃止、土地・住宅税制の見直し等を実施することとし、次のとおり地方税制の改正を行うものとする。

第1 平成 18 年度税制改正の主要項目

1 税源移譲

(1) 個人住民税の税率構造を次のように改める。

現 行		改 正 案	
〔課税所得〕	〔標準税率〕	〔課税所得〕	〔標準税率〕
200万円以下の金額	5 %		
700万円以下の金額	10%	一律	10%
700万円超の金額	13%		
道府県民税			
現 行		改 正 案	
〔課税所得〕	〔標準税率〕	〔課税所得〕	〔標準税率〕
700万円以下の金額	2 %		
		一律	4 %
700万円超の金額	3 %		
市町村民税			
現 行		改 正 案	
〔課税所得〕	〔標準税率〕	〔課税所得〕	〔標準税率〕
200万円以下の金額	3 %		
700万円以下の金額	8 %	一律	6 %
700万円超の金額	10%		

(注 1) 上記の改正は、平成19年度分以後の個人住民税について適用する。

(注 2) 上記の改正に伴い、退職所得に係る特別徴収税額表を廃止する。

(2) 人的控除額の差に基づく負担増の減額措置

所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税所得割額から次の額を減額する。

① 個人住民税の課税所得金額が200万円以下の者

イとロのいずれか小さい額の5%

イ 人的控除額の差の合計額

ロ 個人住民税の課税所得金額

② 個人住民税の課税所得金額が200万円超の者

{人的控除額の差の合計額－(個人住民税の課税所得金額－200万円)}の5%

ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円とする。

(注1) 個人住民税の課税所得金額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額とする。

(注2) 上記の改正は、平成19年度分以後の個人住民税について適用する。

(3) 分離課税等に係る個人住民税の税率割合等

分離課税等に係る都道府県分と市町村分の税率割合等を、税源移譲後の道府県民税(4%)と市町村民税(6%)の割合に合わせ、次のように改める。

現 行	改 正 案
イ 土地、建物等の長期譲渡所得 道府県民税 1.6% 市町村民税 3.4%	イ 土地、建物等の長期譲渡所得 道府県民税 2% 市町村民税 3%
ロ 優良住宅地の造成等のために土地等を 譲渡した場合の長期譲渡所得 (イ) 譲渡益 2,000万円以下の部分 道府県民税 1.3% 市町村民税 2.7% (ロ) 譲渡益 2,000万円超の部分 道府県民税 1.6% 市町村民税 3.4%	ロ 優良住宅地の造成等のために土地等を 譲渡した場合の長期譲渡所得 (イ) 譲渡益 2,000万円以下の部分 道府県民税 1.6% 市町村民税 2.4% (ロ) 譲渡益 2,000万円超の部分 道府県民税 2% 市町村民税 3%
ハ 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡 所得 (イ) 特別控除後の譲渡益 6,000万円 以下の部分 道府県民税 1.3% 市町村民税 2.7% (ロ) 特別控除後の譲渡益 6,000万円 超の部分 道府県民税 1.6% 市町村民税 3.4%	ハ 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡 所得 (イ) 特別控除後の譲渡益 6,000万円以下 の部分 道府県民税 1.6% 市町村民税 2.4% (ロ) 特別控除後の譲渡益 6,000万円超の 部分 道府県民税 2% 市町村民税 3%

ニ 土地、建物等の短期譲渡所得 道府県民税 3% 市町村民税 6% ただし、国等に対する譲渡については、道府県民税1.6%、市町村民税3.4%	ニ 土地、建物等の短期譲渡所得 道府県民税 3.6% 市町村民税 5.4% ただし、国等に対する譲渡については、道府県民税2%、市町村民税3%
ホ 株式等に係る譲渡所得等 道府県民税 1.6% 市町村民税 3.4%	ホ 株式等に係る譲渡所得等 道府県民税 2% 市町村民税 3%
ヘ 上場株式等に係る譲渡所得等 道府県民税 1% 市町村民税 2%	ヘ 上場株式等に係る譲渡所得等 道府県民税 1.2% 市町村民税 1.8%
ト 先物取引等に係る雑所得等 道府県民税 1.6% 市町村民税 3.4%	ト 先物取引等に係る雑所得等 道府県民税 2% 市町村民税 3%
チ 土地の譲渡等に係る事業所得等 道府県民税 3% 市町村民税 9%	チ 土地の譲渡等に係る事業所得等 道府県民税 4.8% 市町村民税 7.2%
リ 肉用牛の売却による農業所得 道府県民税 0.5% 市町村民税 1%	リ 肉用牛の売却による農業所得 道府県民税 0.6% 市町村民税 0.9%
ヌ 道府県民税配当割、株式等譲渡所得割の市町村に対する交付割合 100分の68（優遇税率適用の間は3分の2）	ヌ 道府県民税配当割、株式等譲渡所得割の市町村に対する交付割合 5分の3
ル 配当控除における控除率 道府県民税0.8%、0.4%、0.2%（課税総所得金額1,000万円超の部分は、0.4%、0.2%、0.1%）、市町村民税2%、1%、0.5%（課税総所得金額1,000万円超の部分は、1%、0.5%、0.25%）	ル 配当控除における控除率 道府県民税1.2%、0.6%、0.3%（課税総所得金額1,000万円超の部分は、0.6%、0.3%、0.15%）、市町村民税1.6%、0.8%、0.4%（課税総所得金額1,000万円超の部分は、0.8%、0.4%、0.2%）

ヲ 外国税額控除における控除限度額 道府県民税 国税の控除限度額の100分の10 市町村民税 国税の控除限度額の100分の20	ヲ 外国税額控除における控除限度額 道府県民税 国税の控除限度額の100分の12 市町村民税 国税の控除限度額の100分の18
ワ 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除における割合 道府県民税 100分の32（優遇税率適用の間は3分の1） 市町村民税 100分の68（優遇税率適用の間は3分の2）	ワ 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除における割合 道府県民税 5分の2 市町村民税 5分の3

（注）上記の改正のうち、イからリ、ル及びヲに係る改正は、平成19年度分以後の個人住民税について、ヌに係る改正は、平成19年8月交付分以後の交付金について、ワに係る改正は、平成20年度分以後の個人住民税について適用する。

（4）税源移譲に伴う所要の措置

- ① 累進税率を前提とした規定である山林所得の5分5乗課税並びに変動所得及び臨時所得の平均課税を廃止する。

（注）上記の改正は、平成19年度分以後の個人住民税について適用する。

- ② 平成19年度分の個人住民税に係る課税所得金額の合計額から所得税と個人住民税の人的控除額の差の合計額を控除した金額がある者のうち、平成20年度分の個人住民税に係る課税所得金額の合計額から人的控除額の差の合計額を控除した金額がないものについて、平成19年1月1日現在の住所所在地の市町村長に対する申請に基づき、平成19年度分の個人住民税を改正前の地方税法の規定の例によって算出した税額まで減額する。
- ③ 平成18年度以前に課した個人の道府県民税に係る徴収金について、平成19年4月から平成24年3月までの各月において市町村が道府県に払い込む場合に限り、平成19年3月31日現在によって算定した平成18年度の収入額となるべき個人の道府県民税の課税額の合計額と同年度の収入額となるべき個人の市町村民税の課税額の合計額の割合によって算定する経過措置を講ずる。
- ④ 平成19年分以降の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者（平成11年から平成18年までに入居した者に限る。）のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額と当該年分の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額に税源移譲のための改正前の税率を適用した場合の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。）のいずれか小さい金額から当該年分の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。）を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該控除した残額に相当する額を減額する。

なお、この措置は、対象者の申請に基づき、市町村長が税務署長に照会して減額すべき金額を確認する方法によって実施し、この措置によって生ずる平成20年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費で補てんする。

(5) 個人の道府県民税に係る徴収取扱費交付金の算定方法等

- ① 個人の道府県民税に係る徴収取扱費交付金の金額（過誤納金、還付加算金及び前納報奨金に係る交付金の金額を除く。）を、納税義務者数（当該年度課税分）に3,000円を乗じて得た金額（現行：税収入額に100分の7を乗じて得た金額と納税通知書等の数に60円を乗じて得た金額の合計額）とする。

（注）上記の改正は、平成19年度課税分以後の個人の道府県民税に係る徴収取扱費交付金について適用する。ただし、平成19年度課税分及び平成20年度課税分の個人の道府県民税に係る徴収取扱費交付金については、納税義務者数に4,000円を乗じて得た金額とする。

- ② 道府県民税利子割（法人の利子等に対する課税に相当する部分を除く。）、配当割及び株式等譲渡所得割に係る市町村への交付金の金額の算定において、徴収事務に要する経費を控除するために税収入額に乗ずる率を、100分の99（現行100分の95）とする。

（注）上記の改正は、平成19年8月交付分以後の交付金について適用する。

(6) その他所要の措置を講ずる。

2 平成18年度の所得譲与税

平成18年度の所得譲与税3兆94億円については、税源移譲後の道府県民税所得割、市町村民税所得割の税率を踏まえ、都道府県へ2兆1,794億円、市町村（特別区を含む。）へ8,300億円をそれぞれ以下のとおり譲与する。

① 都道府県

各都道府県への譲与額は、2兆1,794億円のうち、

イ 6,695.4億円については、平成17年度の所得譲与税の各団体ごとの譲与額、

ロ 6,292億円については、平成17年度の税源移譲予定特例交付金の各団体ごとの交付額、

ハ 8,806.6億円については、平成17年度の道府県民税所得割に係る納税義務者数及び課税総所得金額等の額（課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額をいう。）を用いて算出した各団体ごとの税源移譲見込額であん分した額、とする。

（注）「税源移譲見込額」は、各都道府県ごとに平成17年度の道府県民税所得割について次に掲げる額を合計した額とする。

（イ）課税総所得金額等の額が700万円以下である納税義務者の課税総所得金額等の額の総額に100分の2を乗じて得た額

（ロ）課税総所得金額等の額が700万円超である納税義務者の課税総所得金額等の額の総額に100分の1を乗じて得た額

（ハ）課税総所得金額等の額が700万円超である納税義務者の数に7万円を乗じて得た額

② 市町村

各市町村への譲与額は、8,300 億円のうち、

イ 4,463.6億円については、平成17年度の所得譲与税の各団体ごとの譲与額、

ロ 3,836.4億円については、平成17年度の市町村民税所得割に係る納税義務者数及び課税総所得金額等の額を用いて算出した各団体の税源移譲見込額であん分した額、とする。

(注)「税源移譲見込額」は、各市町村ごとに平成17年度の市町村民税所得割について(イ)から(ハ)の合計額から(ニ)及び(ホ)を控除した額(当該額が負数の場合は0円)とする。

(イ) 課税総所得金額等の額が 200 万円以下である納税義務者の課税総所得金額等の額の総額に 100 分の 3 を乗じて得た額

(ロ) 課税総所得金額等の額が 200 万円を超え 700 万円以下である納税義務者の数に 10 万円を乗じて得た額

(ハ) 課税総所得金額等の額が 700 万円超である納税義務者の数に 24 万円を乗じて得た額

(ニ) 課税総所得金額等の額が 200 万円を超え 700 万円以下である納税義務者の課税総所得金額等の額の総額に 100 分の 2 を乗じて得た額

(ホ) 課税総所得金額等の額が 700 万円超である納税義務者の課税総所得金額等の額の総額に 100 分の 4 を乗じて得た額

3 定率減税の廃止等

(1) 定率減税は、個人住民税については平成 18 年度分をもって廃止する。

(2) 税源移譲に伴い最高税率の特例を廃止するとともに、特定扶養親族に係る扶養控除の額の加算の特例及び法人事業税率の特例を本則の制度とする。

4 土地に係る固定資産税の税負担の調整措置

平成18年度から平成20年度までの土地に係る負担調整措置について、次のとおりとする。

(1) 宅地

平成18年度評価替えに伴い、宅地に係る負担調整措置については、商業地等の宅地に係る課税標準額の法定上限(評価額の70%)を維持するとともに、平成16年度から講じられている地方公共団体の条例による減額制度を継続する。また、課税の公平及び制度の簡素化の観点から、負担水準が低い宅地について、その均衡化を一層促進する措置を講ずる。

① 商業地等

イ 負担水準が70%を超える商業地等については、当該年度の評価額の70%を課税標準額とする。

ロ 負担水準が60%以上70%以下の商業地等については、前年度の課税標準額を据え置く。

ハ 負担水準が60%未満の商業地等については、前年度の課税標準額に当該年度の評価額の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額と

する。

ニ 商業地等については、課税標準額の法定上限である70%の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、当該年度の評価額の60%から70%の範囲で条例で定める割合により算定される税額まで、一律に減額することができる措置を継続する。

② 住宅用地

イ 負担水準が80%以上の住宅用地については、前年度の課税標準額を据え置く。

ロ 負担水準が80%未満の住宅用地については、前年度の課税標準額に、当該年度の評価額に住宅用地特例率（6分の1又は3分の1）を乗じて得た額（以下「本則課税標準額」という。）の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が、本則課税標準額の80%を上回る場合には80%相当額とし、本則課税標準額の20%を下回る場合には20%相当額とする。

③ 平成19年度及び平成20年度における価格の修正

据置年度において簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続する。

④ 著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据置措置は廃止する。

(2) 農地

一般農地及び一般市街化区域農地に対する負担調整措置は、現行と同様とする。

特定市街化区域農地については、従来どおり一般住宅用地と同様の取扱いとする。

5 土地に係る都市計画税の税負担の調整措置

固定資産税の改正に伴う所要の改正を行う。

6 不動産取得税の標準税率（本則4%）を3%としている特例措置について、次のとおりとする。

(1) 住宅及び住宅用地に係る特例措置を平成21年3月31日まで延長する。

(2) 商業地等の住宅用地以外の土地に係る特例措置を平成21年3月31日まで延長する。

(3) 店舗、事務所等の住宅以外の家屋に係る特例措置を廃止する。ただし、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間に限り、標準税率を3.5%とする経過措置を講ずる。

7 宅地及び宅地比準土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置について、平成21年3月31日まで延長する。なお、本特例措置の延長に伴い、所要の調整措置を講ずる。

8 個人住民税における地震保険料控除の創設

損害保険料控除を改組し、次のとおり地震保険料控除を創設する。

(1) 居住者等の有する居住用家屋・生活用動産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震等を原因とする火災等による損害に基因して保険金又は共済金が支払われる地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料又は掛金（以下「保険料等」という。）の金額の2分の1に相当する金額を総所得金額等から控除する（最高2万5千円）。

(2) 経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（上記(1)の適用を受ける保険料等に係るものを除く。）に係る保険料等については、従前の損

害保険料控除を適用する（最高1万円）。

(3) 上記(1)及び(2)を適用する場合には合わせて最高2万5千円とする。

(4) その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成20年度分以後の個人住民税について適用する。

9 固定資産税における耐震改修促進税制の創設

既存住宅を耐震改修した場合の当該住宅について、次のとおり税額を減額する措置を講ずる。

(1) 昭和57年1月1日以前から存していた住宅について、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、建築基準法に基づく現行の耐震基準（昭和56年6月1日施行）に適合させるよう一定の改修工事（1戸当たり工事費30万円以上のものに限る。）を施した場合において、その旨を市町村に申告したものに限り、当該住宅に係る税額を2分の1減額する。

(2) 減額は、改修工事が完了した年の翌年度分から、工事完了時期に応じ、平成18年1月1日から平成21年12月31日までに改修した場合は3年度分、平成22年1月1日から平成24年12月31日までに改修した場合は2年度分、平成25年1月1日から平成27年12月31日までに改修した場合は1年度分それぞれ実施する。

(3) 減額の対象は、1戸当たり120平方メートル相当分までとする。

(4) 減額を受けようとする対象住宅の所有者は、上記耐震基準に適合した工事であることにつき、地方公共団体、建築士、指定住宅性能評価機関又は指定確認検査機関が発行した証明書を添付して、改修後3月以内に市町村に申告しなければならないこととする。

第2 個人住民税

1 個人住民税における還付事務等について、次の措置を講ずる。

(1) 個人住民税において、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除により還付すべき額がある場合について、次の措置を講ずる。

① 道府県民税所得割の額から控除しきれず還付すべき額がある場合には、市町村は、当該還付すべき額をその年度分の道府県民税均等割又は市町村民税所得割若しくは均等割に充当するものとする。

② 市町村民税所得割の額から控除しきれず還付すべき額がある場合には、市町村は、当該還付すべき額をその年度分の市町村民税均等割又は道府県民税所得割若しくは均等割に充当するものとする。

(2) 個人の道府県民税に係る徴収取扱費交付金について、次の措置を講ずる。

① 市町村が、道府県民税所得割の額から控除しきれず還付すべき額を、市町村民税所得割若しくは均等割に充当し、又は還付した場合には、徴収取扱費交付金の算定において、当該充当又は還付した額を加算するものとする。

② 市町村が、市町村民税所得割の額から控除しきれず還付すべき額を、道府県民税所得割又は均等割に充当した場合には、徴収取扱費交付金の算定において、当該充当した額を減額するものとする。

(3) 上記(1)及び(2)の改正に伴い、所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成19年度分以後の個人住民税について適用する。

- 2 個人住民税所得割について、所得の金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に32万円（現行35万円）を加えた金額）以下の者を非課税とする。

また、個人住民税均等割の非課税基準を、35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に21万円（現行22万円）を加えた金額）とする。

- 3 勤労学生控除の対象となる専修学校及び各種学校の範囲に、特定の法人が設置する専修学校等以外の専修学校等のうち一定の要件を満たすものを加える。
- 4 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の適用期限を2年延長する。
- 5 特定口座年間取引報告書の電子交付

(1) 証券業者等は、特定口座を開設している居住者等の承諾等一定の要件の下、書面による特定口座年間取引報告書の交付に代えて、特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該証券業者等は、特定口座年間取引報告書を交付したものとみなす。

(2) 上記(1)の場合において、特定口座を開設している居住者等の請求があるときは、証券業者等は書面により特定口座年間取引報告書を交付しなければならない。

(注) 上記の改正は、平成19年1月1日以後に交付する特定口座年間取引報告書について適用する。

- 6 特定口座を開設している居住者等の当該特定口座内に特定口座内保管上場株式等を有しないこととなった場合において、その有しないこととなった日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの間に、当該居住者等が当該特定口座を継続する旨等一定の事項を記載した届出書を、当該特定口座を開設する証券業者等の営業所の長に提出したときは、みなし廃止制度は適用せず、翌年1月1日から2年間特定口座を継続する。

(注) 上記の改正は、平成18年4月1日以後に届出書を提出する場合について適用する。

- 7 我が国の居住者等が条約相手国との間で課税上の取扱いの異なる事業体を通じて支払を受ける配当等につき、課税の取扱いを明確化するための措置を講ずる。

第3 法人住民税

- 1 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置について、2年間の時限措置として、課税標準となる法人税額から控除する額に、試験研究費のうち比較試験研究費を上回る部分の額の5%を加えることとし、平成18年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

- 2 道府県民税利子割について、道府県民税法人税割から控除しきれず還付すべき額がある場合に、当該還付すべき額をその事業年度分の道府県民税均等割に充当するための措

置を講ずることとし、平成 19 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。

第 4 法人事業税

- 1 保険業法の改正に伴い、同法に新たに規定された少額短期保険業について、生命保険業及び損害保険業と同様の課税方式とし、課税標準である収入金額は、各事業年度の正味収入保険料に 100 分の 40 を乗じて得た金額とするとともに、5 年間の時限措置として、収入金額の 2 分の 1 に相当する金額を収入金額から控除する課税標準の特例措置を講ずる。
- 2 無償減資等を行った法人に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を 2 年延長する。

第 5 個人事業税

- ・ 課税対象事業から通訳案内業を除く措置を廃止する。

第 6 不動産取得税

- 1 外資埠頭公社の民営化に伴い、民営化会社が公社から承継する一定の不動産に係る非課税措置を講ずる。
- 2 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る税額の減額措置について、障害者の範囲に精神障害者である短時間労働者を追加する。
- 3 民間都市開発の推進に関する特別措置法に基づき国土交通大臣が認定する事業用地適正化計画に基づく土地の交換により、事業用地内の土地に関する権利を有する者（事業者を除く。）が新たに取得する土地に係る課税標準の特例措置について、対象地域に国の認定を受けた一定の中心市街地活性化基本計画の区域を追加する。
- 4 次に掲げる課税標準の特例措置等の適用期限を 2 年延長する。
 - (1) 土地改良法の規定により取得する埋立地又は干拓地に係る非課税措置の適用期限を 2 年延長する。
 - (2) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から 1 年（本則 6 月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を 2 年延長する。
 - (3) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置（床面積の 2 倍（200 平方メートルを限度）相当額の減額）について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を 2 年延長する。
 - (4) 農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告等によって取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を 2 年延長する。
 - (5) 独立行政法人空港周辺整備機構が航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの

少ない施設の用に供する土地で公用又は公共の用以外のものに係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

- (6) 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (7) 農地保有合理化法人が長期貸付農地保有合理化事業により取得する農地等に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (8) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に規定する特定事業計画に基づき鉄軌道事業者等が既設の駅において実施する改良工事により取得する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (9) マンション建替事業の施行に伴いやむを得ない事情により権利変換を希望しない旨の申出をした者が施行マンション内で行っていた事業を引き続き行うための当該事業の用に供する土地等（住宅の用に供するものを除く。）に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (10) 移転補助を受け土砂災害特別警戒区域から移転する者が従前の不動産に代わるものとして区域外に取得する不動産（住宅の用に供するものに限る。）に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (11) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する国立大学法人の校地内の校舎の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (12) 独立行政法人都市再生機構が一定の業務の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (13) 農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る納税義務の免除措置等について、納税義務の免除措置等の期間を5年延長する特例措置の適用期限を2年延長する。

5 次のとおり非課税措置等を縮減合理化する。

- (1) 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、当該施設が農業近代化資金等の貸付けを受けている場合で当該補助の額が当該貸付けの額を超えないときは、価格から控除する額を当該補助相当額の5分の2（現行5分の4）としたうえ、その適用期限を2年延長する。
- (2) 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、当該施設が国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けている場合で当該補助の額が当該貸付けの額を超えるとときは、価格から控除する額を当該貸付け相当額の5分の2（現行5分の4）とする。
- (3) 軽自動車検査協会が軽自動車の検査事務の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、課税標準から控除する額を3分の1（現行3分の2）としたうえ、その適用期限を2年延長する。

- (4) 商工会議所、日本商工会議所、商工会、都道府県商工会連合会及び全国商工会連合会の事業用不動産に係る非課税措置について、対象から職員の福利及び厚生用に供する不動産を除外する。
- (5) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の規定に基づく資金の貸付けを受けて事業協同組合等が取得する共同施設に係る課税標準の特例措置の対象範囲から、協同組合連合会及び商工組合が取得するものを除外する。
- 6 次のとおり非課税措置等を廃止する。
- (1) 中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律及び商店街振興組合法による組合及び連合会が経営する病院及び診療所の用に供する不動産に係る非課税措置を廃止する。
- (2) 林業・木材産業改善資金助成法の規定に基づく資金の貸付けを受けて森林組合等が取得する林業生産に係る作業場における休憩施設に係る課税標準の特例措置を所要の経過措置を講じたうえで廃止する。
- (3) 独立行政法人農業者年金基金が取得する独立行政法人農業者年金基金法に規定する業務の用に供する不動産に係る非課税措置を廃止する。
- (4) 日本下水道事業団が取得する日本下水道事業団法に規定する下水汚泥広域処理事業の用に供する不動産に係る非課税措置を廃止する。
- (5) 農林漁業団体が取得する発電所又は変電所の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置を廃止する。

第7 地方のたばこ税

道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率を次のように引き上げる。

(1) 税 率

① 旧3級品以外の製造たばこ

		現 行	改正案
道府県たばこ税	1,000 本につき	969 円	1,074 円
市町村たばこ税	1,000 本につき	2,977 円	3,298 円
合 計	1,000 本につき	3,946 円	4,372 円

(参考)

国のたばこ税	1,000 本につき	3,126 円	3,552 円
たばこ特別税	1,000 本につき	820 円	820 円

② 旧3級品の製造たばこ

		現 行	改正案
道府県たばこ税	1,000 本につき	461 円	511 円
市町村たばこ税	1,000 本につき	1,412 円	1,564 円
合 計	1,000 本につき	1,873 円	2,075 円

(参考)

国のたばこ税	1,000 本につき	1,484 円	1,686 円
--------	------------	---------	---------

たばこ特別税 1,000 本につき 389 円 389 円
(注) 旧 3 級品とは、専売納付金制度下において 3 級品とされていた紙巻たばこをいう。

(2) 実施時期

平成 18 年 7 月 1 日から実施する。

(3) その他

手持品課税を実施する。

第 8 自動車税

- 1 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）を、税收中立を前提に、次のとおり軽減対象を重点化し、2 年延長する。

(1) 環境負荷の小さい自動車

平成 18 年度及び平成 19 年度に新車新規登録された以下の自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずる。

- ① 平成 17 年自動車排出ガス基準値より 75%以上排出ガス性能の良い自動車で燃費基準値より 20%以上燃費性能の良いもの並びに電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車について、税率を概ね 100 分の 50 軽減する。
- ② 平成 17 年自動車排出ガス基準値より 75%以上排出ガス性能の良い自動車で燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いものについて、税率を概ね 100 分の 25 軽減する。

(2) 環境負荷の大きい自動車

平成 18 年度及び平成 19 年度に下記の年限を超えている自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。）について、その翌年度から次の特例措置を講ずる。

- ① ディーゼル車で新車新規登録から 11 年を経過したものについて、税率を概ね 100 分の 10 重課する。
- ② ガソリン車又は LPG 車で新車新規登録から 13 年を経過したものについて、税率を概ね 100 分の 10 重課する。

- 2 制限税率を標準税率の 1.5 倍（現行 1.2 倍）に引き上げる。

- 3 道路運送車両法に規定する移転登録に伴い課税される自動車税の徴収方法について、証紙徴収から普通徴収に変更する。

第 9 固定資産税及び都市計画税

- 1 鉄軌道事業者等が政府の補助を受けて実施する駅の耐震補強工事により取得する一定の償却資産に係る課税標準を最初の 5 年間価格の 3 分の 2 とする措置を 2 年間に限り講

ずる。

- 2 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律における基準適合表示の付された特定特殊自動車に係る課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする措置を、同法に基づき、特定特殊自動車に対して、その定格出力及び燃料の種類ごとに定められる規制の開始までの期間（軽油を燃料とする特定特殊自動車で定格出力が130kW以上560kW未満のものについては、当該規制の開始後1年を経過するまでの期間）に限り講ずる。
- 3 外資埠頭公社の民営化に伴い、民営化会社が公社から承継する固定資産（承継前に固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用を受けていたものに限る。）に係る課税標準を価格の2分の1（公社が旧外資埠頭公団から承継した固定資産については5分の3）とする措置を、民営化会社による当該資産の承継後10年間に限り講ずる。
- 4 電気通信基盤充実臨時措置法の改正に伴い、次世代ブロードバンド基盤を構成する電気通信設備等について、加入者系光ファイバーケーブル（電気通信事業者の事業所とき線点との間を接続するもの及び有線テレビジョン放送事業者の事業所と分岐点との間を接続するものに限る。）、端末系光端局装置、IPv6対応型ルーター及び波長分割多重化装置の課税標準を最初の5年間価格の5分の4とし、加入者系光ファイバーケーブル（一定の地域内に存するき線点と最終配線盤との間を接続するものに限る。）の課税標準を最初の5年間価格の4分の3とする措置を1年10か月間に限り講ずる。
- 5 電気通信基盤充実臨時措置法の改正に伴い、信頼性高度化施設整備事業（仮称）により新設された電気通信設備等について、非常用電源装置、経路最適化装置及び携帯電話用車載基地局の課税標準を最初の5年間価格の6分の5とし、高信頼伝送装置の課税標準を最初の5年間価格の5分の4とする措置を1年10か月間に限り講ずる。
- 6 新潟県中越地震災害により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして一定の被災地域内で取得する家屋及び償却資産について、最初の4年間2分の1減額する措置を、地震発生日以後、平成20年度までの間に取得したものに限り講ずる。
- 7 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る課税標準の特例措置について、障害者の範囲に精神障害者である短時間労働者を追加する。
- 8 電気通信基盤充実臨時措置法の改正に伴い、広帯域加入者網を構成する一定の設備に係る課税標準の特例措置について、加入者系無線アクセス通信用無線設備の課税標準を最初の5年間価格の5分の4（現行4分の3）とし、対象からデジタル加入者回線多重化装置、デジタル加入者回線信号分離装置、加入者系無線アクセス通信用回線接続装置、衛星インターネット通信用多重化装置及びケーブルモデムを除外したうえ、小規模回線収容型デジタル加入者回線多重化装置及びDSLサービス等提供用附帯設備を追加して、その課税標準を最初の5年間価格の3分の2とするとともに、その適用期限を1年10か月延長する。
- 9 鉄軌道事業者が政府の補助を受けて取得した安全性の確保のために特に緊急に整備が必要な一定の設備に係る課税標準の特例措置（最初の5年間価格の4分の1）について、対象に速度超過防止用自動列車停止装置、重軌条化設備及び制動装置の整備工事により

取得された償却資産を追加する。

10 と畜場において設置される牛海綿状脳症（BSE）対策実施のための一定の償却資産に係る課税標準の特例措置について、対象にとさつ牛の反射運動を抑制するための設備を追加する。

11 次に掲げる課税標準の特例措置等の適用期限を延長する。

- (1) 外国貿易用コンテナに係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (2) 国内路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (3) 地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (4) 日本貨物鉄道株式会社が取得する新たに製造された一定の機関車又はコンテナ貨車に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (5) 特定都市河川浸水被害対策法に基づき都道府県知事等の許可を要する雨水浸透阻害行為に伴い設置される一定の雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (6) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に規定する特定事業計画に基づき鉄軌道事業者等が既設の駅において実施する改良工事により取得する一定の家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (7) 鉄軌道事業者が取得する新造車両で高齢者、身体障害者等の利用の円滑化に資する一定の構造を有する車両に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (8) 第三セクターが政府の補助を受けて取得し、日本貨物鉄道株式会社が借り受ける鉄道貨物輸送の効率化のための線路設備等に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (9) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付けを受けて選定事業により整備する一定の特定用途港湾施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (10) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する国立大学法人の校地内の校舎の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (11) 既設の地下駅の火災対策のために政府の補助を受けて取得された一定の家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置の適用期限を3年延長する。
- (12) 新築住宅に係る減額措置の適用期限を2年延長する。
- (13) 高齢者向け優良賃貸住宅に係る減額措置の適用期限を2年延長する。
- (14) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する一定の家屋に係る減額措置の適用期限を2年延長する。

12 次のとおり非課税措置等を縮減合理化する。

- (1) 青函トンネルの鉄道施設に係る課税標準の特例措置について、対象から北海道旅客鉄道株式会社が所有する一定の鉄道施設を除外する。

- (2) 独立行政法人水資源機構が所有する水道又は工業用水道の用に供する施設のうちダム以外のものの用に供する一定の土地に係る課税標準の特例措置について、課税標準を価格の2分の1（現行6分の1）とする。
- (3) 農業協同組合等が所有し、有線放送電話業務の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置について、所要の経過措置を講じたうえで、その課税標準を価格の3分の2（現行2分の1）とする。
- (4) 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長する。
- イ 対象から水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設、汚泥等に含まれるシアン化合物の分解施設、産業廃棄物の遮断型最終処分場及びばい煙を処理するための煙突を除外する。
 - ロ 廃油焼却施設、廃プラスチック類破碎施設及び廃プラスチック類焼却施設については課税標準を価格の3分の2（現行2分の1）とする。
 - ハ 自動車等破碎物処理施設については課税標準を価格の4分の3（現行3分の2）とする。
 - ニ 水質汚濁防止法の特定事業場に係る地下水の水質を浄化するための施設については課税標準を価格の2分の1（現行3分の1）とする。
 - ホ ダイオキシン類処理施設に係る優良更新代替設備については課税標準を価格の3分の2（現行2分の1）とする。
- (5) 火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による許可等を受けた者又は石油コンビナート等災害防止法に規定する特定事業者が公共の危害防止のために設置する障壁等に係る課税標準の特例措置について、対象から高圧ガス保安法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による許可等を受けた者が設置する障壁等を除外したうえ、その適用期限を2年延長する。
- (6) 外貿埠頭公社が取得し又は所有する一定のコンテナ埠頭に係る課税標準の特例措置について、新設分のコンテナ埠頭に係る課税標準を価格の2分の1（現行最初の10年間5分の1、その後2分の1）としたうえ、その適用期限を2年延長する。
- (7) 廃棄物再生処理用設備に係る課税標準の特例措置について、対象から廃プラスチック類再生処理装置、建設汚泥脱水装置、廃木材乾燥熱圧装置のうち専ら木材・木製品製造業を営む者が設置するもの以外のもの、古紙脱墨装置、古紙漂白装置及びガラスくず窯業原料利用装置を除外し、自動車部品再利用製品製造設備の課税標準を最初の3年間価格の4分の3（現行3分の2）とし、食品循環資源再生処理装置の課税標準を最初の3年間価格の5分の4（現行4分の3）としたうえ、その適用期限を2年延長する。
- (8) バイオテクノロジーの試験研究用設備に係る課税標準の特例措置について、対象から密閉型微生物・細胞代謝物質遠心分離装置及び分子認識解析装置を除外し、課税標準を最初の3年間価格の6分の5（現行4分の3）としたうえ、その適用期限を2年延長する。

- (9) 卸売市場機能高度化事業を行う地方卸売市場の開設者等が直接その本来の業務の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置について、他の地方卸売市場の開設者等と連携して卸売市場機能高度化事業を行う場合の対象を当該業務の用に供するために新たに取得した家屋及び償却資産に限定したうえ、適用期限を2年延長する。
- (10) 電子計算機を管理する者が、外部から通信ネットワークを介して流通する情報により電気通信回線に接続された電子計算機に障害が発生することを防止するために取得する一定の電気通信設備に係る課税標準の特例措置について、対象者を中小規模の事業者に限定したうえ、その適用期限を2年延長する。
- (11) 鉄軌道事業者が利用者利便の向上に資する相互乗入れ、直通化等に係る一定の大規模改良工事により取得する一定の家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置について、所要の経過措置を講じたうえで、その課税標準を最初の5年間価格の4分の3（現行3分の2）とする。
- (12) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に規定する家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設に係る課税標準の特例措置について、課税標準を最初の5年間価格の3分の2（現行2分の1）としたうえ、その適用期限を2年延長する。
- (13) 三大都市圏の特定市の市街化区域農地を転用して新築した一定の賃貸住宅及びその敷地に係る減額措置について、次のとおり見直しを行ったうえ、その適用期限を3年延長する。
- イ 第一種中高層耐火建築物である貸家住宅 最初の5年間3分の2（現行4分の3）減額、その後5年間3分の1（現行3分の2）減額。
- ロ 敷地 最初の3年間6分の1（現行3分の1）減額。
- 13 次のとおり非課税措置等を廃止する。
- (1) 中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律及び商店街振興組合法による組合及び連合会が所有し、かつ、経営する病院及び診療所において直接その用に供する固定資産に係る非課税措置を廃止する。
- (2) 日本下水道事業団が日本下水道事業団法に規定する下水汚泥広域処理事業の用に供する固定資産に係る非課税措置を廃止する。
- (3) 農林漁業団体が発電所、変電所又は送電施設の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置を廃止する。
- (4) 救急医療用機器に係る課税標準の特例措置を所要の経過措置を講じたうえで廃止する。
- (5) 介護保険事業支援計画に基づき整備が必要な地域において開設される介護老人保健施設の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置を所要の経過措置を講じたうえで廃止する。
- (6) 水力発電施設に設けられる魚道の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置を所要の経過措置を講じたうえで廃止する。
- (7) 新世代通信網を構成する電気通信設備に係る課税標準の特例措置を所要の経過措置

を講じたうえで廃止する。

(8) 信頼性向上施設整備事業により新設された電気通信設備等に係る課税標準の特例措置を所要の経過措置を講じたうえで廃止する。

(9) 電線類の地中化のための新規設備に係る課税標準の特例措置を所要の経過措置を講じたうえで廃止する。

(10) 特定優良賃貸住宅に係る減額措置を所要の経過措置を講じたうえで廃止する。

14 固定資産税の課税に必要な国税資料の供覧等について、所要の規定の整備を行う。

15 都市計画法の改正に伴い、都市計画税の課税区域に係る規定の整備を行う。

第 10 軽自動車税

- ・ 制限税率を標準税率の 1.5 倍（現行 1.2 倍）に引き上げる。

第 11 特別土地保有税

1 徴収猶予の根拠となっている非課税措置について、その適用期限の延長等所要の措置を講ずる。

2 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法において定められた特定集積地区において輸入貨物流通促進事業用工場の敷地の用に供する土地等に係る非課税措置について、同法の廃止後においても徴収猶予を継続できるよう所要の措置を講ずる。

第 12 自動車取得税

1 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車に係る課税標準の特例措置について、次のとおり重点化したうえ、2 年延長する。

(1) 平成 17 年自動車排出ガス基準値より 75%以上排出ガス性能の良い自動車で燃費基準値より 20%以上燃費性能の良いものについて、取得価額から 30 万円を控除する。

(2) 平成 17 年自動車排出ガス基準値より 75%以上排出ガス性能の良い自動車で燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いものについて、取得価額から 15 万円を控除する。

2 車両総重量が 3.5 t を超えるディーゼル車のトラック・バス等であって平成 27 年度を目標とした重量車燃費基準を満たすもの（以下「低燃費トラック等」という。）であり、かつ、排出ガス性能の良いものについて、当該自動車の取得が平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に行われたときは次のとおり特例措置を講ずる。

(1) 低燃費トラック等で、平成 17 年自動車排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年自動車排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものについて、自動車取得税の税率から 100 分の 2 を控除する。

(2) 低燃費トラック等で、平成 17 年自動車排出ガス規制に適合したものについて、自動車取得税の税率から 100 分の 1 を控除する。

3 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得するバスに係る非課税

措置の適用期限を2年延長する。

第13 軽油引取税

- 1 都道府県知事の承認を受けずに軽油を製造する者に、情を知って、原材料や薬品、設備等を提供した者等に対する罰則を創設する。
- 2 元売業者、特約業者等が上記1に当たる行為をした場合には、当該元売業者等の指定を取り消すことができることとする。
- 3 石油製品を運搬する者が都道府県の徴税吏員による質問検査権の対象となることが明らかとなるよう規定を整備する。
- 4 航空運送サービス業を営む者に係る課税免除措置の対象空港に神戸空港及び新北九州空港を加え、山形空港を除外する。

第14 事業所税

- 1 心身障害者を多数雇用する事業所に対する資産割に係る課税標準の特例措置について、障害者の範囲に精神障害者である短時間労働者を追加する。
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者が専ら廃棄物の処理の事業の用に供する施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 3 次のとおり非課税措置等を縮減合理化する。
 - (1) 専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業を営む者のうち移動電話事業者が事業の用に供する一定の施設に対する課税標準の特例措置について、課税標準を4分の1控除（現行2分の1控除）としたうえ、その適用期限を2年延長する。
 - (2) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する課税標準の特例措置について、課税標準を4分の1控除（現行3分の1控除）としたうえ、その適用期限を2年延長する。
 - (3) 総合保養地域整備法に規定する特定民間施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置を廃止する。
 - (4) 大阪湾臨海地域開発整備法に規定する開発地区において整備される中核的施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置を廃止する。
 - (5) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に規定する教養文化施設等に対する資産割に係る課税標準の特例措置を廃止する。
 - (6) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に規定する再商品化施設に対する課税標準の特例措置を廃止する。
 - (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する自動車破砕残さの再資源化の用に供する施設に対する課税標準の特例措置を廃止する。
 - (8) 民法第34条の法人が国から経営の委託を受けた施設について、資産割に係る非課税

措置及び従業者割に係る課税標準の特例措置を廃止する。

- (9) 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法に規定する特定施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置を所要の経過措置を講じたうえで廃止する。

第15 国民健康保険税

- 1 公的年金等控除の見直し及び老年者控除の廃止に伴い、国民健康保険税負担が増加する高齢者に配慮するため、次の措置を講ずる。

平成17年1月1日において65歳に達していた者であって、平成17年度分の個人住民税の算定にあたり公的年金等控除又は老年者控除の適用があったものについては、所得割額の算定基礎から次の金額を控除する。なお、公的年金等控除の適用があったものの軽減判定については、軽減基準所得から平成18年度は13万円、平成19年度は7万円を控除する。

		平成18年度	平成19年度
ただし書方式		13万円	7万円
本文方式	公的年金等控除適用者	13万円	7万円
	老年者控除適用者	32万円	16万円
市町村民税	公的年金等控除適用者	4千円	4千円
所得割方式	老年者控除適用者	9千円	1万円

- 2 介護納付金に係る課税限度額を9万円（現行8万円）に引き上げる。

第16 国有資産等所在市町村交付金

2005年日本国際博覧会（愛・地球博）の開催に伴い、国又は地方公共団体が（財）2005年日本国際博覧会協会に対して無償で貸し付ける固定資産で会場内において当該博覧会の用に供するものを交付対象から除外する措置の適用期限を1年延長する。

第17 その他

- 1 郵送等に係る書類の提出時期について、後続の手續に影響を及ぼすおそれのない一定の書類が郵送等により提出された場合には、その郵便物等の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなすこととする。
- 2 調査があったことにより決定があるべきことを予知して提出されたものでない期限後申告書に係る不申告加算金について、その申告書が法定申告期限から2週間以内に提出され、かつ、その申告書に係る納付すべき税額の全額が法定納期限までに納付されている等の期限内申告書を提出する意思があったと認められる一定の場合には、不申告加算金を課さないこととする。
- 3 不申告加算金の割合（現行15%）について、納付すべき税額が50万円を超える部分に

対する割合を20%に引き上げることとする。

- 4 更正の請求について、申告等に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に係る法令の解釈が変更され、その解釈が公表されたことにより、その課税標準等又は税額等が異なることとなる取扱いを受けることとなったことを知った場合には、その日の翌日から2月以内に更正の請求をすることができることとする。
- 5 農林水産関係補助金の改革に伴い、一定の交付金の交付を受けて取得する農林漁業者等の共同利用施設に係る不動産取得税及び固定資産税の課税標準の特例措置並びに事業所税の非課税措置について、従前の措置を継続するための規定の整備を行う。
- 6 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）のアルコール製造部門の特殊会社化に伴い、日本アルコール産業株式会社がNEDOから承継する不動産又は自動車に係る不動産取得税又は自動車取得税の非課税措置を講ずる。
- 7 2005年日本国際博覧会（愛・地球博）の開催に伴い、2005年日本国際博覧会（愛・地球博）の参加国、参加者及び（財）2005年日本国際博覧会協会に対する不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の非課税措置の適用期限を1年延長する。
- 8 会社法の制定等に伴う所要の規定の整備を行う。

平成18年度地方税及び地方譲与税収入見込額（未定稿）

1 地方税 (1) 総括表

（単位：億円）

区 分	平成17年度 当初見込額 (A)	平成17年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	平 成 18 年 度 税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成17年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)	(G)/(A) ×100 (%)	(G)の 構成割 合 (%)
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1. 道 府 県 税	142,737	11,144	153,881	318	109	427	154,308	11,571	108.1	44.2
2. 市 町 村 税	190,452	3,375	193,827	762	86	848	194,675	4,223	102.2	55.8
3. 計	333,189	14,519	347,708	1,080	195	1,275	348,983	15,794	104.7	100.0

（参考） 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

（単位：億円）

区 分	平成17年度 当初見込額 (A)	平成17年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	平 成 18 年 度 税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成17年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)	(G)/(A) ×100 (%)	(G)の 構成割 合 (%)
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1. 道 府 県 税	123,842	10,812	134,654	312	109	421	135,075	11,233	109.1	38.7
2. 市 町 村 税	209,347	3,707	213,054	768	86	854	213,908	4,561	102.2	61.3
3. 計	333,189	14,519	347,708	1,080	195	1,275	348,983	15,794	104.7	100.0

※ 数値については、今後、精査の結果変わることがある。

(2) 税目別内訳

(単位：億円)

区 分	平成17年度 当初見込額 (A)	平成17年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	平 成 18 年 度 税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成17年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)	(G)/(A) ×100 (%)
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
A 道府県税									
(I) 普通税									
1. 道府県民税	33,357	2,579	35,936	2	35	37	35,973	2,616	107.8
個人均等割	496	62	558				558	62	112.5
法人均等割	1,365	2	1,367				1,367	2	100.1
所得割	21,833	2,412	24,245	2		2	24,247	2,414	111.1
法人税割	6,666	759	7,425		35	35	7,460	794	111.9
利子割	1,549	△ 520	1,029				1,029	△ 520	66.4
配当割	1,169	△ 526	643				643	△ 526	55.0
株式等譲渡所得割	279	390	669				669	390	239.8
2. 事業税	43,462	7,057	50,519		74	74	50,593	7,131	116.4
個人	2,152	△ 28	2,124				2,124	△ 28	98.7
法人	41,310	7,085	48,395		74	74	48,469	7,159	117.3
3. 地方消費税	25,061	1,282	26,343				26,343	1,282	105.1
譲渡割	19,497	650	20,147				20,147	650	103.3
貨物割	5,564	632	6,196				6,196	632	111.4
4. 不動産取得税	4,473	197	4,670	158		158	4,828	355	107.9
5. 道府県たばこ税	2,682	16	2,698	150		150	2,848	166	106.2
6. ゴルフ場利用税	606	△ 23	583				583	△ 23	96.2
7. 自動車税	17,713	△ 54	17,659				17,659	△ 54	99.7
8. 鮎区税	4	0	4				4	0	100.0
9. 固定資産税(特例分)	142	△ 52	90				90	△ 52	63.4
普通税計	127,500	11,002	138,502	310	109	419	138,921	11,421	109.0
(II) 目的税									
1. 自動車取得税	4,655	79	4,734	8		8	4,742	87	101.9
2. 軽油引取税	10,556	64	10,620	△ 0		△ 0	10,620	64	100.6
3. 狩猟税	26	△ 1	25				25	△ 1	96.2
目的税計	15,237	142	15,379	8		8	15,387	150	101.0
(III) 道府県税計	142,737	11,144	153,881	318	109	427	154,308	11,571	108.1

※ 数値については、今後、精査の結果変わることがある。

(単位：億円)

区 分	平成17年度 当初見込額 (A)	平成17年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	平成18年度 税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成17年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)	(G)/(A) ×100 (%)
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
B 市町村税									
(I) 普通税									
1. 市町村民税	76,818	7,425	84,243	4	86	90	84,333	7,515	109.8
個人均等割	1,478	171	1,649				1,649	171	111.6
法人均等割	4,001	△ 72	3,929				3,929	△ 72	98.2
所得割	54,356	5,477	59,833	4		4	59,837	5,481	110.1
法人税割	16,983	1,849	18,832		86	86	18,918	1,935	111.4
2. 固定資産税	88,352	△ 3,629	84,723	268		268	84,991	△ 3,361	96.2
土地	33,972	△ 676	33,296	269		269	33,565	△ 407	98.8
家屋	37,503	△ 3,005	34,498	△ 0		△ 0	34,498	△ 3,005	92.0
償却資産	15,768	82	15,850	△ 1		△ 1	15,849	81	100.5
純固定資産税小計	87,243	△ 3,599	83,644	268		268	83,912	△ 3,331	96.2
交付金	998	△ 21	977				977	△ 21	97.9
納付金	111	△ 9	102				102	△ 9	91.9
交・納付金小計	1,109	△ 30	1,079				1,079	△ 30	97.3
3. 軽自動車税	1,519	54	1,573				1,573	54	103.6
4. 市町村たばこ税	8,240	50	8,290	460		460	8,750	510	106.2
5. 鉱産税	14	1	15				15	1	107.1
6. 特別土地保有税	47	△ 22	25				25	△ 22	53.2
普通税計	174,990	3,879	178,869	732	86	818	179,687	4,697	102.7
(II) 目的税									
1. 入湯税	252	18	270				270	18	107.1
2. 事業所税	2,916	76	2,992	2		2	2,994	78	102.7
3. 都市計画税	12,293	△ 598	11,695	28		28	11,723	△ 570	95.4
4. 水利地益税等	1	0	1				1	0	100.0
目的税計	15,462	△ 504	14,958	30		30	14,988	△ 474	96.9
(III) 市町村税計	190,452	3,375	193,827	762	86	848	194,675	4,223	102.2

※ 数値については、今後、精査の結果変わることがある。

2 地方譲与税

(単位：億円)

区 分	平成17年度 当初見込額	平成17年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	平 成 18 年 度		平成17年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (E) - (A)	(E)/(A) ×100 (%)
				制度改正によ る増減(△)収 見込額 (D)	改正法による 収入見込額 (C)+(D) (E)		
1. 所 得 譲 与 税	11,159	0	11,159	18,935	30,094	18,935	269.7
2. 地 方 道 路 譲 与 税	3,072	38	3,110		3,110	38	101.2
3. 石 油 ガ ス 譲 与 税	147	△ 5	142		142	△ 5	96.6
4. 航 空 機 燃 料 譲 与 税	161	△ 3	158		158	△ 3	98.1
5. 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,767	△ 60	3,707		3,707	△ 60	98.4
6. 特 別 と ん 譲 与 税	113	0	113		113	0	100.0
合 計	18,419	△ 30	18,389	18,935	37,324	18,905	202.6

※ 数値については、今後、精査の結果変わることがある。

平成18年度税制改正による事項別増減収見込額

(単位：億円)

改正事項	初年度			平年度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税	2	4	6	22,645	10,126	32,771
(1) 税源移譲				21,800	8,300	30,100
(2) 分離課税等の税率割合等の見直し				145△	145	0
(3) 住宅借入金等特別税額控除に係る減額措置				△ 640△	960△	1,600
(4) 定率減税の廃止				1,341	2,933	4,274
(5) 損害保険料控除の廃止				35	52	87
(6) 地震保険料控除の創設				△ 40△	60△	99
(7) 所得割の非課税限度額の引下げ	2	4	6	4	5	9
2 不動産取得税	158		158	631		631
(1) 住宅以外の家屋に係る特例税率の見直し	158		158	630		630
(2) 非課税等特別措置の整理合理化等	0		0	1		1
3 自動車取得税	8		8	27		27
(1) 環境性能に優れた大型ディーゼル車に係る税率の特例措置の創設	△ 1		△ 1△	4		4
(2) 低燃費車に係る課税標準の特例措置に係る見直し	9		9	31		31
4 軽油引取税	△ 0		△ 0△	0		0
課税免除措置の拡充等	△ 0		△ 0△	0		0
5 固定資産税		268	268		226	226
(1) 負担調整措置の見直し		269	269		269	269
(2) 住宅耐震改修に伴う減額措置の創設				△ 71△		71
(3) 非課税等特別措置の整理合理化等		△ 1△	1		28	28
6 地方たばこ税	150	460	610	218	664	882
税率の引上げ	150	460	610	218	664	882
7 事業所税		2	2		2	2
非課税等特別措置の整理合理化等		2	2		2	2
8 都市計画税		28	28		28	28
(1) 負担調整措置の見直し		28	28		28	28
(2) 非課税等特別措置の整理合理化等		△ 0△	0		0	0
合 計	318	762	1,080	23,521	11,046	34,566
国税の税制改正に伴うもの	109	86	195	528	427	955
法人住民税	35	86	121	174	427	601
法人事業税	74		74	354		354
再 計	427	848	1,275	24,048	11,473	35,521

- (注) 1 個人住民税の税源移譲による増収額は、所得税と個人住民税との人的控除額の差に基づく減額措置を適用した後の平年度増収見込額である。
- 2 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除に係る減額措置は、平成19年分以降の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者（平成11年から平成18年までに入居した者に限る）について翌年度の個人住民税額を減額する措置であり、平年度の減収見込額は、平成20年度における減収見込額を計上している。
- 3 上記の平成18年度税制改正による増減収見込額のほか、平成18年度の固定資産税及び都市計画税の収税は、評価替えの実施に伴い、平成17年度の収税（平成17年度地方財政計画計上額）と比べ、4,197億円減収する見込であり、この減収は、現行法ベースの固定資産税・都市計画税の収税見込額に反映されている。
- 4 表中における計数は、それぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。